

リレーファイル「つなぐ」 ～子どもたちの健やかな成長と切れ目ない支援に～

このファイルは、子どもが成長していく中で、大切な記録や相談した内容などを綴るものです。保護者や本人の希望によって作成し、保健・教育・福祉・医療・就労などに関わる機関をつなぎ、保護者や本人が願う将来を目指します。

こんなことで困っていませんか？

- ▶ 担当者や相談機関が変わると、相談するたびに同じ話を繰り返さないといけない
- ▶ 支援を受けたくても、子どもや自分の情報をうまく伝えられるか心配
- ▶ 支援者や環境が変わると支援が途切れたり、支援方法が変わったりしないか心配

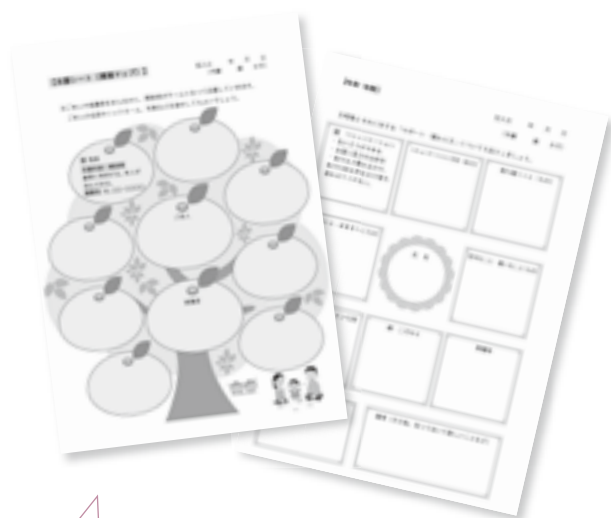


【配布】

- ▶ 市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒、そのほか保護者が希望する場合に各学校を通して配布します。
- ▶ 就学前の子どもや中学校卒業後の人で、福祉サービス事業所や医療機関などで支援を受けている人については福祉課で配布します。

※詳しくは、お問い合わせください。

【問合先】福祉課障害福祉係 ☎24-1111内線2153 FAX 24-1160



使い方

- ▶ 本人の支援として必要と思われる情報を整理し、特性や伝えたい情報に応じて、項目や内容を追加できます。
- ▶ 病院での検査や学校などの健診結果、各機関から配布された資料、写真や記念になるものなども綴っておきましょう。
- ▶ 本人の様子や支援内容が分かるものがあれば、代わりに綴っても構いません。
- ▶ 就学・進学や就職などの移行時や各種相談の際に持参しましょう。



水道管の凍結、破裂に注意！

冬の冷え込みが厳しい日が続くと、水道管の水が凍ったり、水道管が破裂する危険が高まります。

昨年、記録的な寒波に襲われた際、凍結により水道管が破裂して水が噴き出しても、水道メーターと止水栓の場所がわからず止水ができない人が大勢いました。

家庭の水道メーターと止水栓の位置を必ず確認してください。

凍結して水が出なくなったら

▶凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をゆっくりとかけて解かします。

※熱湯をかけると、水道管が破裂する危険があるため、必ず「ぬるま湯」で行ってください。

▶凍結した状態で蛇口を無理にひねったりすると、水道管やゴムパッキンが破損する場合がありますので注意してください。

▶凍結で水が出ないときは蛇口を開けたままにせず、必ず蛇口を閉めてください。



水道管が破損したときは

①速やかにメーターボックス内の止水栓を閉めて、漏水を止める

②「宇和島市水道局指定給水装置工事事業者」へ修理を依頼（事業者一覧は、広報うわじま1月号折り込み、または水道局ホームページをご覧ください）

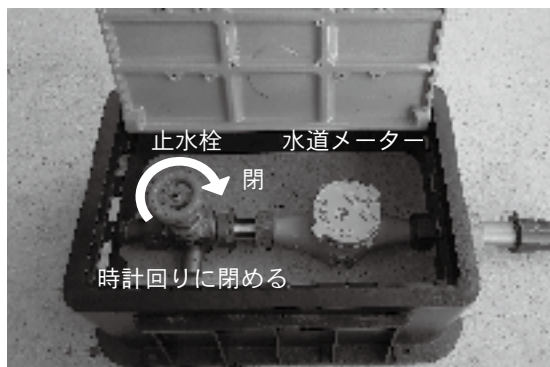
※宅内の水道管破損による修繕費用は利用者の負担となります。



空き家・部屋の所有者、長期間留守にする場合

凍結により水道管の破損・漏水事故が起きても、長期間気付かずに対応が遅れてしまうと大変です。

事前にメーターボックス内の止水栓を閉めて事故を予防しましょう。



水道メーター検針票 有料広告募集

【広告の規格】水道メーター検針票(縦200mm×横80mm)の裏面に2枠の2色印刷
※色については、指定があります。

▶1枠：縦5cm×横6.5cm

【発行枚数】約22万5,000枚(検針数により変動する場合があります)

【掲載期間】7月～2020年6月

【募集期間】3月13日(水)～4月10日(水)(執務時間中)

【掲載料】1枠：6万円

※詳しくは、水道局ホームページをご覧ください。どうか、お問い合わせください。

【提出・問合せ先】水道局業務課
庶務係 ☎22-5265内線4238



【問合せ】水道局給水課 ☎22-5265

確定申告

所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。
期限内に忘れずに申告を済ませましょう。

市役所または各支所での市県民税申告

【開設期間】 3月15日(金)まで（土日は除く）
午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

地区	とき	ところ
宇和島	郵送した案内書に記載された日	市役所 602会議室
吉田 三間	広報うわじま2月号 折り込みチラシに記載された日	吉田支所 税務係 三間支所 会議室
津島	自治会で回覧したチラシに記載された日	岩松公民館

- ▶ 吉田・三間・津島地区で案内書が届いた人は、案内書に記載された指定日にお越しください。
- ▶ 申告が必要と思われる人は、案内書の有無にかかわらずお越しください。

【対象】 市内に住み、平成30年中に次の所得があった人、または国民健康保険の被保険者(平成30年中の収入が無い人も申告が必要)

- ① 営業・農業・漁業などの事業所得
- ② 家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③ 給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人

- ▶ 勤務先から市に給与支払報告書が未提出

- ▶ 2ヵ所以上から給与を受けた
 - ▶ 医療費控除などを受けようとする人
 - ▶ 平成30年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出など
- ※ 納税義務者(世帯主)は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

【持参物】

- ▶ 収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▶ 収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▶ 控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などを証明する書類
- ▶ 給与所得者と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▶ 印かん（スタンプ式は不可）
- ▶ 利用者識別番号（ある人）
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカード（マイナンバーカードを持っている人）、マイナンバーカードを持っていない人は番号確認書類および身元確認書類

【問合先】 税務課市民税係 ☎24-1111内線2513～2516または各支所税務係

宇和島税務署での確定申告

【開設期間】 平日 午前9時～午後4時（受付：午前8時30分～）

※ 混雑状況により、午後4時までに受け付けを終了する場合があります。

- ▶ 所得税・復興特別所得税・贈与税：3月15日(金)まで
- ▶ 消費税・地方消費税：4月1日(月)まで

【ところ】 宇和島税務署

※ 期間中、申告会場は大変混雑します。自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。

【問合先】 宇和島税務署 ☎22-4511

■ おわびと訂正

広報うわじま1月号P8「税についての作文」入選作品（藤原みちるさん作）に掲載した内容に誤りがありました。訂正してお詫びします。

- ▶ 2段目右から12行目（誤）公共サービスに活用されてしまいます。
- （正）公共サービスに活用されます。